十一　法第四十三条第一項第十二号に規定する附帯する業務に関する事項	十　法第四十三条第一項第十一号に規定する附帯する業務に関する事項
十二　法第四十三条第一項第十三号に規定する中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第五十二条第一項各号に掲げる業務（以下「情報関連人材育成推進業務」という。）に関する事項	十一　法第四十三条第一項第十二号に規定する中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第四十条第一項各号に掲げる業務（以下「情報関連人材育成推進業務」という。）に関する事項
十三～十六　［略］	十二～十五　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。

○厚生労働省経済産業省令第四号

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行に伴い、中小企業等経営強化法に規定する情報関連人材育成事業を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月六日

厚生労働大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　世耕　弘成

中小企業等経営強化法に規定する情報関連人材育成事業を定める省令の一部を改正する省令

中小企業等経営強化法に規定する情報関連人材育成事業を定める省令（平成十七年厚生労働省経済産業省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
中小企業等経営強化法第五十二条第一項第一号に規定する情報関連人材育成事業は、次の各号に掲げる知識及び技能の向上を図るための事業とする。	中小企業等経営強化法第四十条第一項第一号に規定する情報関連人材育成事業は、次の各号に掲げる知識及び技能の向上を図るための事業とする。
一～五　［略］	一～五　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。

○農林水産省令第四十四号

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行に伴い、農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月六日

農林水産大臣　齋藤　健

農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（新たな事業分野を開拓する会社等の範囲等）	（新たな事業分野を開拓する会社等の範囲等）
第六十六条　法第十一条の六十八第一項第四号の農林水産省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次のいずれかに該当する会社とする。	**第六十六条**　法第十一条の六十八第一項第四号の農林水産省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次のいずれかに該当する会社とする。
一～十　（略）	一～十　（略）
十一　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第一項又は第二十五条第一項の認定を受けている会社	十一　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条第一項若しくは第二十六条第一項の認定を受けている会社又は同法第百二十一条第一項の認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従って事業を承継している会社
十二　（略）	十二　（略）
2～6　（略）	2～6　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号。以下この条において「旧産競法」という。）第二十六条第一項の認定を受けている会社及び旧産競法第百二十一条第一項の認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従って事業を承継している会社に係るこの省令による改正後の農業協同組合法施行規則第六十六条第一項第十一号の規定の適用については、なお従前の例による。

2　この省令の施行後に改正法附則第五条第一項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた会社及び改正法の規定に基づきなお従前の例によることとされる場合における旧産競法第百二十一条第一項の認定を受けた同項の中小企業承継事業再生計画に従って事業を承継している会社に係るこの省令による改正後の農業協同組合法施行規則第六十六条第一項第十一号の規定の適用については、なお従前の例による。